

第18回 定時株主総会

招集ご通知



日時

2025年5月29日(木曜日)

午前10時 (受付開始 午前9時30分)

場所

東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号

YUITO 日本橋室町野村ビル

野村コンファレンスプラザ日本橋
6階大ホール

決議事項

第1号議案 取締役7名選任の件

第2号議案 監査役3名選任の件

目次

■招集ご通知	2ページ
議決権行使のご案内	
■株主総会参考書類*	6ページ
(ご参考) 取締役及び監査役のスキル・マトリックス	
■事業報告*	19ページ
① 会社の現況に関する事項	
② 会社の株式に関する事項	
③ 会社の新株予約権等に関する事項	
④ 会社役員に関する事項	
⑤ 会計監査人に関する事項	
■計算書類*	36ページ
■監査報告書*	38ページ
■トピックス	41ページ
■その他の電子提供措置事項*	43ページ
事業報告 ⑥ 会社の体制及び方針	
計算書類 株主資本等変動計算書	
個別注記表	

ページ数はウェブサイトに掲載した招集ご通知に記載のものです。

*印の項目は電子提供措置事項のため、当社ウェブサイト等よりご確認ください。交付書面の場合は後段をご確認ください。

*印の項目は交付書面省略事項のため、当社ウェブサイト等からのみご確認ください。



サインポスト株式会社

証券コード：3996

ごあいさつ



平素は格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

2025年2月期は再成長への転換期と位置づけて事業運営にあたってまいりました。コンサルティング事業の付加価値向上と既存・新規顧客の双方で受注拡大に努めるとともに、前期に手を打ったコスト削減策が期初から効果を発揮し、通期で営業利益2億円を計上することができました。また、EC事業者向けの新ソリューションについて、テスト段階からお客さまに高いご関心をいただいております。DX・地方共創事業では、「DX宣言書策定支援サービス」が好評で、その次のステップのDX化を推進するコンサルティングサービスをご依頼いただくケースも出てきました。このように今後の成長基盤を整えることができた1年であったと考えています。

しかしながら、株主還元については、株主資本の回復途上であること、また今後の成長投資に備える必要から無配とさせていただきますことといたしました。何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

さて、2026年2月期及び2027年2月期は、経営方針を「安心と挑戦、そして飛躍へ」とし、長期的な目標である「2030年までに日本を代表する企業となる」ための基盤づくりの期間と位置づけています。競争力の源泉である人的資本の強化、コンサルティング事業をはじめ各事業の事業領域拡大、並びに生成AIの時代への対応、これらに経営資源を集中させて2030年に向けてさらなる成長加速を目指します。

引き続き、当社事業へのご理解ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2025年5月

代表取締役社長 蒲原 寧

証券コード 3996
2025年5月12日
(電子提供措置の開始日 2025年5月1日)

株主の皆さまへ

東京都中央区日本橋本町四丁目12番20号
サインポスト株式会社
代表取締役社長 蒲原 寧

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しましては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、以下のインターネット上の各ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しておりますので、お手数ながら当社ウェブサイト又は東証ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://signpost.co.jp/ir/stock/meeting/>



東証ウェブサイト
東証上場会社情報サービス <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



東証ウェブサイトでは、銘柄名(会社名)「サインポスト」又はコード「3996」にて検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択して、ご確認ください。

なお、当日ご出席いただくほかに、次のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2025年5月28日(水曜日)午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。**

■インターネットによる議決権の行使

後記(5頁)「インターネットにて議決権を行使いただく場合」をご確認のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

■書面(郵送)による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

-
1. 日 時 **2025年5月29日(木曜日) 午前10時**(受付開始 午前9時30分)
-
2. 場 所 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号 YUITO 日本橋室町野村ビル
野村コンファレンスプラザ日本橋 6階大ホール
-
3. 目的事項 報告事項 第18期(2024年3月1日から2025年2月28日まで)事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項 第1号議案 **取締役7名選任の件**
第2号議案 **監査役3名選任の件**
-

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書面において議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取扱いいたします。
- (2) 重複して行使された議決権の取扱いについて
- ① インターネット(「スマート行使」を含む。)により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
 - ② 議決権行使書面とインターネット(「スマート行使」を含む。)により重複して議決権を行使された場合は、インターネット(「スマート行使」を含む。)によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 紙資源節約のため、株主総会会場に印刷した招集ご通知はご用意しておりません。スマートフォン、タブレット等インターネットにアクセスできる機器をご持参のうえ、ご出席をお願い申し上げます。
- ◎ 書面交付請求された株主さまにご送付している書面には、法令及び当社定款の規定に基づき、以下の事項を記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ・事業報告のうち「会社の体制及び方針」
 - ・計算書類のうち「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ◎ 決議の結果は株主総会終了後、当社ウェブサイトに掲載いたします。決議通知はお送りしませんのでご了承くださいますようお願い申し上げます。

招集ご通知

(ご参考)決議事項の要約

第1号議案 取締役7名選任の件

現任の取締役全員の任期満了に伴い、取締役7名の選任をお願いするものであります。

候補者 番号	氏名	現在の地位及び担当	出席回数/ 取締役会
1	蒲原 寧 再任	代表取締役社長	17回/17回
2	西島 康隆 再任	専務取締役 金融・公共ソリューション事業部長 DX・地方共創事業管掌 生成AI担当役員	17回/17回
3	西島 雄一 再任	常務取締役 コーポレート本部長	17回/17回
4	鵜飼 篤 再任	取締役 イノベーション事業部長	13回/13回
5	植田 俊道 再任 独立役員 社外	取締役	16回/17回
6	小林 弘明 再任 独立役員 社外	取締役 指名・報酬委員会委員長	17回/17回
7	藤田 明久 再任 独立役員 社外	取締役	17回/17回

(注) 鵜飼篤氏については、2024年5月30日就任後の出席回数を記載しております。

社外 社外取締役候補者 独立役員 証券取引所届出独立役員

第2号議案 監査役3名選任の件

現任の監査役全員の任期満了に伴い、新任1名を含む監査役3名の選任をお願いするものです。

候補者 番号	氏名	現在の地位	出席回数/ 監査役会	出席回数/ 取締役会
1	武田 陽三 新任	-	-	
2	石黒 和彦 再任 独立役員 社外	監査役	13回/14回	16回/17回
3	藤宮 宏章 再任 独立役員 社外	監査役	13回/14回	16回/17回

社外 社外監査役候補者 独立役員 証券取引所届出独立役員

議決権行使のご案内



インターネットにて議決権を行使いただく場合

議決権行使期限

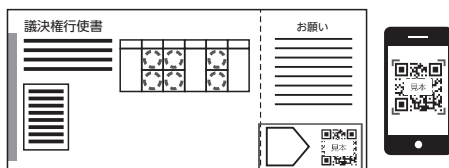
2025年 5月 28日 (水曜日) 午後6時入力分まで

議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、画面の案内に従い議案に対する賛否をご入力ください。

QRコードを読取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトへログインできます。

- 1 議決権行使書用紙右下に
記載のQRコードを讀取ってください。



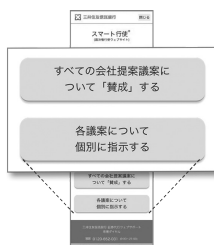
※議決権行使書用紙はイメージです。
※[QRコード]は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での 議決権行使は 1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容
を変更する場合は、右記
記載の「議決権行使コード」・
「パスワード」を入力
する方法にてお願いいた
します。

(注) QRコードを再度讀取っ
ていただくと、PC向けサイト
へ遷移できます。



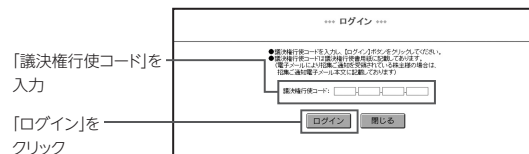
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

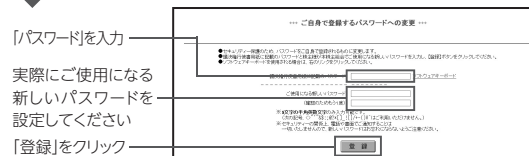
議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>



- 2 議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

0120-652-031 フリーダイヤル
(受付時間 午前9時～午後9時)



書面（郵送）にて議決権を行使いただく場合

議決権行使期限

2025年 5月 28日 (水曜日) 午後6時到着分まで

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようにご返送ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役7名選任の件

取締役全員(7名)は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者につきましては、指名・報酬委員会の答申を経て、取締役会にて決定しております。

取締役候補者は次のとおりであり、各候補者に関する事項は7頁から13頁のとおりであります。

本議案が原案どおり承認可決された場合の取締役のスキルマトリックスは18頁をご参照ください。

候補者 番号	氏 名	現在の地位及び担当	出席回数/ 取締役会
1	かん ばら やすし 蒲 原 寧 再任	代表取締役社長	17回/17回
2	にし じま やす たか 西 島 康 隆 再任	専務取締役 金融・公共ソリューション事業部長 DX・地方共創事業管掌 生成AI担当役員	17回/17回
3	にし じま ゆう いち 西 島 雄 一 再任	常務取締役 コーポレート本部長	17回/17回
4	う かい あつし 鵜 飼 篤 再任	取締役 イノベーション事業部長	13回/13回
5	うえ だ とし みち 植 田 俊 道 再任 独立役員 社外	取締役	16回/17回
6	こ ばやし ひろ あき 小 林 弘 明 再任 独立役員 社外	取締役 指名・報酬委員会委員長	17回/17回
7	ふじ た あき ひさ 藤 田 明 久 再任 独立役員 社外	取締役	17回/17回

(注) 鵜飼篤氏については、2024年5月30日就任後の出席回数を記載しております。

社外 社外取締役候補者

独立役員 証券取引所届出独立役員

候補者
番号

1

かん ばら
蒲 原

再任

生年月日

1965年12月20日

取締役在任年数

18年(本株主総会終結時)

取締役会への出席状況

17回/17回

所有する当社の株式数

2,780,620株

やすし
寧

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年 4月 株式会社三和銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行) 入行
2002年 10月 株式会社UFJ日立システムズ(現 三菱UFJインフォメーションテクノロジー株式会社) 出向
プロダクト開発第6部長
2004年 4月 UFJIS株式会社(現 三菱UFJインフォメーションテクノロジー株式会社) 出向
ITプラットフォーム部長
2005年 10月 株式会社三菱東京UFJ銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行) システム部次長
2007年 3月 当社設立
当社 代表取締役社長(現任)
2019年 8月 イノベーション事業管掌

取締役候補者とした理由

蒲原寧氏は2007年の当社設立以来、代表取締役社長を務めており、経営者として豊富な経験と実績並びに高い見識を有するとともに、経営の監督と適切な意思決定を通じて当社の企業価値向上に貢献してきました。同氏の創業者としての理念と強力なリーダーシップが当社の企業価値向上及び経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、引き続き、取締役候補者となりました。

候補者
番号

2

にし じま やす たか
西 島 康 隆

再任

生年月日

1970年12月7日

取締役在任年数

17年(本株主総会終結時)

取締役会への出席状況

17回/17回

所有する当社の株式数

341,949株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年4月 三和システム開発株式会社(現 三菱UFJインフォメーションテクノロジー株式会社) 入社
2001年5月 プライスウォーターハウスクーパースコンサルタント株式会社(現 日本アイ・ビー・エム株式会社) 入社
2002年10月 フューチャーシステムコンサルティング株式会社(現 フューチャー株式会社) 入社
2005年7月 日本振興銀行株式会社 入行
2007年11月 当社 入社
2008年5月 当社 取締役
グローバルITソリューション事業部長
2010年5月 金融統括役員
2011年11月 当社 常務取締役
2013年3月 金融システム事業部長
2018年5月 当社 専務取締役(現任)
2019年10月 金融・公共ソリューション事業部長(現任)
2024年3月 DX・地方共創事業管掌(現任)
2024年11月 生成AI担当役員(現任)

取締役候補者とした理由

西島康隆氏はコンサルティング事業を管掌しており、当社の創業期から当事業の成長と事業領域の拡大に貢献してまいりました。また、DX・地方共創事業を管掌し、金融業界を中心にお客さまの課題に応えるサービスの開発に貢献してまいりました。同氏の豊富な経験と高い見識が当社の企業価値向上及び経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、引き続き、取締役候補者としてしました。

候補者
番号

3

にし じま ゆう いち
西 島 雄 一

再任

生年月日

1970年2月4日

取締役在任年数

12年(本株主総会終結時)

取締役会への出席状況

17回/17回

所有する当社の株式数

3,251株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1993年3月 株式会社電通計算センター(現 株式会社電通コーポレートワン) 入社
1999年7月 株式会社スプートニク 取締役
2002年12月 オンコセラピー・サイエンス株式会社 入社
2008年3月 セルジェンテック株式会社 入社
2009年8月 アルブラスト株式会社 入社
2010年8月 アンジェスMG株式会社(現 アンジェス株式会社) 入社
2012年11月 当社 入社
2012年12月 総合企画部長
2013年5月 当社 取締役
コーポレート本部長(現任)
2017年5月 品質管理部長
2019年5月 当社 常務取締役(現任)

取締役候補者とした理由

西島雄一氏は管理部門を管掌しており、財務経理に関する知見を活かして、当社の健全な経営運営に貢献してまいりました。同氏の豊富な経験と高い見識が当社の企業価値向上及び経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、引き続き、取締役候補者としました。

候補者
番号

4

う か い
鵜 飼

再任

生年月日

1983年5月10日

取締役在任年数

1年(本株主総会最終時)

取締役会への出席状況

13回/13回

※ 2024年5月30日就任後の
状況を記載しております。

所有する当社の株式数

15,300株

あつし
篤

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2008年9月 当社 入社
2018年6月 金融システム第二部 部長代理
2019年2月 コーポレート本部 部長代理
2019年5月 イノベーション事業部 事業部長代理
2019年8月 執行役員
イノベーション事業部長(現任)
2024年5月 当社 取締役(現任)

取締役候補者とした理由

鵜飼篤氏はコンサルティング事業において多数のプロジェクトに関与し、強力なリーダーシップとお客さまからの厚い信頼獲得を通じて高品質なコンサルティングサービスの提供に尽力してまいりました。イノベーション事業においては、事業運営を統括するとともに、サービス・製品の創出と販売においても陣頭指揮を執ってまいりました。同氏の当社の理念・使命に対する深い理解とそれに基づく豊富な経験が、当社の企業価値向上及び経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、引き続き、取締役候補者としてしました。

候補者
番号

5

うえ だ とし みち
植 田 俊 道

再任 社外 独立役員

生年月日

1967年7月10日

取締役在任年数

8年(本株主総会終結時)

取締役会への出席状況

16回/17回

所有する当社の株式数

1,083株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年10月 中央新光監査法人 入所
1996年10月 大和証券株式会社(現 大和証券株式会社) 入社
1999年10月 株式会社ラルク 取締役
2008年3月 アンジェスMG株式会社(現 アンジェス株式会社)
管理担当執行役員
2012年9月 響きパートナーズ株式会社 取締役パートナー
2013年3月 サンバイオ株式会社 社外監査役(現任)
2017年5月 当社 取締役(現任)
2020年12月 株式会社ホンキイトンク 代表取締役(現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

植田俊道氏は公認会計士として企業会計及びディスクロージャー制度等に関する豊富な知見を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、当社取締役会において的確な提言・助言を行っています。

また、指名・報酬委員会の委員を務めており、取締役の指名並びに取締役の報酬決定に際しては、積極的に意見を述べ、役員の選解任及び報酬の透明性向上に貢献しました。

同氏が有する高度な知見と企業経営に関する経験が当社のコーポレートガバナンスに大きな役割を果たすと判断し、引き続き取締役候補者としてしました。

候補者
番号

6

こ ばやし ひろ あき
小 林 弘 明

再任 社外 独立役員

生年月日

1954年3月23日

取締役在任年数

7年(本株主総会終結時)

取締役会への出席状況

17回/17回

所有する当社の株式数

1,083株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年4月 株式会社泉州銀行(現 株式会社池田泉州銀行) 入行
 2003年2月 同行 事務統括部長
 2007年5月 同行 執行役員
 2007年6月 同行 取締役執行役員
 2009年10月 株式会社池田泉州ホールディングス 執行役員
 2010年5月 株式会社池田泉州銀行 常務取締役
 事務システム副本部長
 事務統括部長
 2011年6月 株式会社池田泉州ホールディングス 執行役員
 システム統合担当
 2012年6月 株式会社池田泉州銀行 専務執行役員
 事務システム本部長
 2014年6月 同行 監査役
 2018年7月 当社 取締役(現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

小林弘明氏は金融機関における会社経営及び金融機関のITシステムに関する豊富な経験と知見を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、当社取締役会において的確な提言・助言を行っています。

また、指名・報酬委員会の委員長を務めており、取締役の指名並びに取締役の報酬決定に際しては、委員長として、その検討プロセスにおいて主導的な役割を果たしており、役員を選解任及び報酬の透明性向上に貢献しました。

同氏が有する高度な知見と企業経営に関する経験が当社のコーポレートガバナンスに大きな役割を果たすと判断し、引き続き取締役候補者としてしました。

候補者
番号

7

ふじ た あき ひさ
藤 田 明 久

再任 社外 独立役員

生年月日

1965年11月17日

取締役在任年数

2年(本株主総会終結時)

取締役会への出席状況

17回/17回

所有する当社の株式数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年4月 株式会社電通 入社
 1996年7月 株式会社サイバー・コミュニケーションズ(現 株式会社CARTA COMMUNICATIONS) 取締役
 2000年6月 株式会社ディーツーコミュニケーションズ(現 株式会社D2C) 代表取締役社長
 2010年6月 株式会社電通デジタル・ホールディングス(現 株式会社電通イノベーションパートナーズ) 専務取締役
 2014年6月 株式会社ぐるなび 代表取締役副社長
 2017年6月 株式会社ぱど 取締役副社長
 2018年6月 株式会社瀬戸内ブランドコーポレーション 代表取締役社長
 2022年6月 株式会社ミクシィ(現 株式会社MIXI) 社外取締役(現任)
 インフォコム株式会社 社外取締役
 2023年5月 当社 取締役(現任)
 2024年9月 株式会社リップス 社外取締役(現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

藤田明久氏は情報サービス及び観光関連事業等における会社経営並びに幅広い事業領域で戦略の策定から実行に至るまで豊富な経験と知見を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、当社取締役会において的確な提言・助言を行っています。

同氏が有する高度な知見と企業経営に関する経験が当社のコーポレートガバナンスに新たな視点をもたらし、大きな役割を果たすと判断し、引き続き取締役候補者としてしました。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
 2. 当社は植田俊道氏、小林弘明氏及び藤田明久氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、各氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。
 3. 当社は取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、各候補者が取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。なお、各候補者の任期途中に当該保険契約を上記と同様の内容で更新することを予定しております。
 4. 植田俊道氏、小林弘明氏及び藤田明久氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役全員(3名)は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、新任1名を含む監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者については、指名・報酬委員会の答申を経て、取締役会にて決定しております。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであり、各候補者に関する事項は15頁から17頁のとおりであります。

本議案が原案どおり承認可決された場合の監査役のスキルマトリックスは18頁をご参照ください。

候補者 番号	氏 名	現在の地位	出席回数/ 監査役会・ 取締役会
1	たけ だ よう ぞう 武 田 陽 三 新任	—	—
2	いし ぐろ かず ひこ 石 黒 和 彦 再任 独立役員 社外	監査役	13回/14回 16回/17回
3	ふじ みや ひろ あき 藤 宮 宏 章 再任 独立役員 社外	監査役	13回/14回 16回/17回
社外 社外監査役候補者 独立役員 証券取引所届出独立役員			

候補者
番号

1

たけ だ よう ぞう
武 田 陽 三

新任

生年月日

1960年4月2日

所有する当社の株式数

305,200株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

- 1984年4月 株式会社興銀情報開発センター(現 みずほりサーチ&テクノロジーズ株式会社) 入社
- 1999年7月 ソフトウェア生産技術研究所株式会社 入社
- 2004年5月 GEフリートサービス株式会社 入社
- 2008年2月 当社 入社
- 2008年7月 当社 取締役
金融ITソリューション部長
- 2010年10月 金融アプリケーション開発事業部長
- 2013年3月 金融システム副事業部長
- 2018年1月 公共コンサルティング事業部長
- 2019年10月 金融・公共ソリューション事業部副事業部長
- 2021年4月 当社 退社

監査役候補者とした理由

武田陽三氏は当社創業期から経営に携わるとともに、コンサルティング事業のマネジメントを通じて、当社の成長と事業領域の拡大に貢献してまいりました。同氏の豊富な経験と知見によって客観的かつ公正な立場から業務執行に対する適切な監査を行っていただけるものと判断し、新たに監査役候補者としました。

候補者
番号

2

いし ぐろ かず ひこ
石 黒 和 彦

再任 社外 独立役員

生年月日

1957年12月2日

監査役在任年数

6年(本株主総会終結時)

監査役会への出席状況

13回／14回

取締役会への出席状況

16回／17回

所有する当社の株式数

1,000株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1980年4月 株式会社三和銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)入行
 2001年4月 株式会社ユーフィット(現 TIS株式会社) 取締役
 2004年4月 UFJIS株式会社(現 三菱UFJインフォメーションテクノロジー株式会社) 取締役
 2006年3月 同社 常務取締役
 2009年5月 株式会社セブン銀行 執行役員
 システム部長
 2010年6月 同行 取締役執行役員
 2013年6月 同行 取締役常務執行役員
 2016年6月 同行 取締役専務執行役員
 2019年5月 当社 監査役(現任)
 2020年6月 株式会社セブン銀行 常勤監査役(現任)

社外監査役候補者とした理由

石黒和彦氏は金融システムに関する高い専門性と会社経営に関する豊富な経験と知見を有していることに加えて、金融機関において監査役を務めています。同氏の豊富な経験と知見によって、客観的かつ公正な立場から業務執行に対する適切な監査を行っていただけるものと判断し、引き続き監査役候補者としました。

候補者
番号

3

ふじ みや ひろ あき
藤 宮 宏 章

再任 社外 独立役員

生年月日

1947年1月31日

監査役在任年数

5年(本株主総会終結時)

監査役会への出席状況

13回/14回

取締役会への出席状況

16回/17回

所有する当社の株式数

5,000株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1969年4月 ユニチカ株式会社 入社
 1978年12月 株式会社東洋情報システム(現 TIS株式会社)入社
 1994年6月 同社 取締役
 西日本システム販売事業部名古屋支社長
 1999年6月 同社 常務取締役
 金融・カード事業統括本部金融・カード第2事業部長
 2002年6月 コマツソフト株式会社(現 クオリカ株式会社)代表取締役副社長
 2004年4月 クオリカ株式会社 代表取締役社長
 2008年4月 TIS株式会社 代表取締役社長
 2011年4月 同社 代表取締役会長
 2014年4月 株式会社フジ総研 代表取締役社長(現任)
 2016年9月 ARアドバンステクノロジー株式会社 社外取締役(現任)
 2020年5月 当社 監査役(現任)
 2024年1月 アドバンジ日本株式会社 社外取締役(現任)

社外監査役候補者とした理由

藤宮宏章氏は長年にわたり情報サービス産業企業の事業運営に携わっており、企業経営のトップとしての高い見識とITサービス事業を統率する豊富な経験を有しています。同氏の豊富な経験と知見によって、客観的かつ公正な立場から業務執行に対する適切な監査を行っていただけるものと判断し、引き続き監査役候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、石黒和彦氏及び藤宮宏章氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。また、武田陽三氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
3. 当社は、監査役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、各候補者が監査役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は、特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。なお、各候補者の任期中中に、当該保険契約を上記と同様の内容で更新することを予定しております。
4. 石黒和彦氏及び藤宮宏章氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合には、引き続き両氏を独立役員として指定する予定であります。

(ご参考)取締役及び監査役のスキル・マトリックス

当社が理念と使命を高いレベルで実践して企業価値の向上を実現するために、取締役及び監査役が備えるべき知識や知見について、以下のように取りまとめています。

スキル項目	基準	選定理由
企業経営・事業推進のためのスキル	企業経営 企業の代表者又は組織等の運営責任者の経験	中長期的な視野で企業価値の向上を実現するためには、企業活動全般を俯瞰した戦略策定と強力なリーダーシップで事業を推進する豊富な経験と高度な知見が必要であるため。
	業界知見 事業展開する分野・領域に関する知見	事業の成長を通じて企業価値の向上を実現するためには、お客さまの経営・業務に対する深い洞察力とお客さまの課題に対して最適解決策を考案・実行できる高度な知見が必要であるため。
	ICT・DX 最新テクノロジーの知見及びそれを活用した事業企画の経験	生産性向上にデジタル技術の活用が必須の中、これを事業活動に取り入れ企業価値の向上を実現するためには、最新技術の動向を理解してイノベーションを推進できる高度な知見が必要であるため。
経営基盤の確立・強化のためのスキル	財務会計・ファイナンス 実務経験及び専門性	最適な経営資源の配分を通じて企業価値の向上を実現するためには、正確に財政状態を把握するとともに、成長への投資と財務基盤の強化とをバランスよく判断できる豊富な経験と高度な知見が必要であるため。
	コンプライアンス・リスク管理 実務経験及び専門性	課題や変化に柔軟かつ安定的に対処することを通じて企業価値の向上を実現するためには、法令や社会規範に関する深い知識とリスクを適切に把握して、損失を低減・回避する高度な知見が必要であるため。
	人事・労務 実務経験及び専門性	競争力を高めて企業価値の向上を実現するためには、人材の能力開発と従業員のエンゲージメント向上を通じて組織力を強化する高度な知見が必要であるため。
持続性を高めるための視点・経験	サステナビリティ 持続的成長を実現するための知見	事業活動を通じて持続可能な社会の実現に貢献することにより企業価値の向上を実現するためには、ESGに関する課題の知識と解決に向けて施策を立案・推進する高度な知見が必要であるため。
	多様性 異業種を営む企業の役員経験等の多様性	社会のあり方が大きく変わり続ける中において企業価値の向上を実現するためには、様々な経験や価値観を持つ取締役及び監査役が議論することによって意思決定の質の向上とイノベーションを創出することが必要であるため。

本総会終結後の経営体制並びに当社が特に重要視する各取締役及び各監査役のスキル

氏名	地位及び担当	企業経営	業界知見	ICT・DX	財務会計・ファイナンス	コンプライアンス・リスク管理	人事・労務	サステナビリティ	多様性
蒲原 寧	代表取締役社長	●	●	●				●	
西島康隆	専務取締役 金融・公共ソリューション 事業部長		●	●			●		
	DX・地方共創事業管掌								
西島雄一	常務取締役 コーポレート本部長				●	●	●		
鵜飼 篤	取締役 イノベーション事業部長		●	●				●	
植田俊道	社外取締役(独立役員)				●	●		●	●
小林弘明	社外取締役(独立役員)	●				●		●	●
	指名・報酬委員会委員長								
藤田明久	社外取締役(独立役員)	●		●				●	●
武田陽三	常勤監査役		●	●			●		
石黒和彦	社外監査役(独立役員)				●	●		●	●
藤宮宏章	社外監査役(独立役員)	●		●		●			●

(注) 「地位及び担当」は本総会終結後の取締役会及び監査役会において決議される予定のものを含めて記載しています。

以上

事業報告 (2024年3月1日から2025年2月28日まで)

1 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当事業年度における当社を取り巻く経営環境は、エネルギー価格の上昇や食料品をはじめとする幅広い品目で物価上昇が続き、実質所得がマイナスとなり個人消費の低迷を招いています。また、外国主要国の不透明な経済政策の動向が日本経済に与える影響を注視する必要があります。

当社の主要な事業領域である金融業界においては、政策金利の上昇により銀行をはじめとする金融業全体で業績向上の期待が高まっています。一方で、特に地域銀行では、長期的な視点から生き残りをかけて、従来の営業範囲を超えた提携や統合の検討が水面下で進められているものと思われます。一般事業会社においては、人手不足と継続的な賃上げに加えて、物価上昇によるコスト増加への対応として、DXによる生産性と付加価値を高める施策のニーズが高まっています。

このような環境の中、当社は2025年2月期を、成長を再加速させる転換期と位置づけ、各事業間の連携を強化して収益機会を高めるとともに、社会のDXを加速させることをテーマにサービスの付加価値を高める諸施策を実行してまいりました。

これらの結果、売上高3,023百万円(前期比3.2%増)、利益面は、第4四半期中途採用強化策の推進や新ソリューション開発に伴う費用の増加等があったものの、通期では増収による売上総利益の増加によって営業利益200百万円(前期比96.6%増)、経常利益197百万円(前期比108.5%増)、法人税等調整額(益)を62百万円計上したこと等により当期純利益257百万円(前期比99.7%増)となりました。

セグメントの経営成績を示すと、次のとおりです。
(コンサルティング事業)

銀行の基幹システム移行・統合プロジェクトの支援業務の受注が堅調に推移しました。第4四半期会計期間においては、二つの地域で地域銀行のシステム統合プロジェクトを完了しました。また、証券、信託銀行及び保険等幅広い業種でプロジェクト推進支援やIT部門の業務推進支援の受注も堅調でした。

これらの結果、売上高2,913百万円(前期比3.3%増)、増収と外注費の減少を主因にセグメント利益629百万円(前期比27.2%増)となりました。

(イノベーション事業)

書店向けセルフレジ「ワンダーレジ-BOOK」及びコンパクトPOSセルフレジ「EZレジ」(イージーレジ)を販売しました。また、EC販売の業務フローを効率化するソリューションを開発し、サービス提供を開始しました。これらのほか、書店の課題解決を目的に「書店活性化コンソーシアム」を立ち上げ、リテールテック企業とのオープンイノベーションを促進し、書店再生に資するソリューションの創造に取り組んでいます。

関連会社の株式会社TOUCH TO GO(以下「TTG」という。)については、同社の無人決済システムに「TTG-SENSE」シリーズの販売に関するロイヤリティを計上しました。無人決済システム「TTG-SENSE」は2020年3月にJR高輪ゲートウェイ駅内の自営店舗で初めて稼働した後、無人店舗の出店ニーズに応えるため「TTG-SENSE MICRO」「TTG-SENSE SHELF」を開発してバリエーションを増やし、2024年10月までに累計100か所以上に導入されています。

これらの結果、売上高53百万円(前期比32.1%減)、固定費を見直しコスト削減に努めた一方で、第4四半期会計期間において新ソリューションの開発費用を計上したことによってセグメント損失149百万円(前期はセグメント損失154百万円)となりました。

(DX・地方共創事業)

中堅・中小企業のDXを支援する「DX伴走支援サービス」を開始し、本サービスの最初の取り組みとして株式会社第四北越銀行の「DX宣言策定支援サービス」のDX宣言書作成を支援しています。加えて、DX宣言書を作成した顧客に対して、その後のDXプロジェクトの立ち上げから遂行までを当社が一貫して支援することをねらい、提案力の強化を目的に同行とビジネスマッチング契約を締結しました。また、これらのサービスの付加価値と生産性向上をねらったソリューションや業務ツールの開発を進めてきました。これらのほか、顧客企業の経営戦略・経営施策策定の支援や業務のDX化プロジェクトの推進を支援しました。

これらの結果、売上高56百万円(前期比86.1%増)、新ソリューション等の開発コストを計上したことによってセグメント損失13百万円(前期はセグメント損失2百万円)となりました。

事業セグメント別の業績

事業別	売上高		セグメント利益 (△はセグメント損失)	
	第17期 (2024年2月期)	第18期 (2025年2月期)	第17期 (2024年2月期)	第18期 (2025年2月期)
コンサルティング事業	2,821,152千円	2,913,885千円	494,656千円	629,421千円
イノベーション事業	78,112	53,076	△154,221	△149,493
DX・地方共創事業	30,394	56,554	△2,499	△13,300

2. 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

3. 資金調達の状況

当事業年度においては、適切な流動性の確保と財務の安定性維持を目的に主に銀行からの長期借入による資金調達を行いました。

4. 対処すべき課題

(1) 経営の基本方針

当社は創業理念「孫の代まで豊かな社会を創る一翼を担う」を事業活動における最上位概念に、これを目指すための当社のあり方を示した企業理念と当社が社会にもたらす価値や行動指針を示した「使命」を定めています。当社はこれらの経営の基本方針を高いレベルで実践することを通じて中長期的に企業価値を高めるとともに、全てのステークホルダーから信頼される企業となることを目指しています。

【創業理念】

孫の代まで豊かな社会を創る一翼を担う

【企業理念】

ご満足いただけるソリューションを提供、社会の一隅を照らす存在でありたい

- ・社会に新たな価値を創出し続ける
- ・お客さまと社会に感謝される仕事を
- ・社員が仕事を通じて成長するのを支援し社員とその家族を幸せに

【使命】

「お客さまの一員として、時代のその先に」

私たちは、お客さまの経営・業務課題の解決に、お客さまの一員として道しるべを示し、発想・技術・実現方法に限界を設けることなく、サービス・製品を想像し創造することで、世の中を変え、時代を切り拓きます。そして、私たちの取り組みにより、お客さまをはじめ社会の人々の笑顔を増やし、社会の発展に貢献します。

(2) サステナビリティへの取り組み

サステナビリティを巡る課題に対応することは、当社の基本的な価値観に合致するものと考えています。当社は、事業活動を通じて持続可能な社会の実現に貢献する取り組みや持続可能な開発目標(SDGs)の達成に貢献する施策を加速するために、サステナビリティ推進の基本方針を定めています。

【サステナビリティ推進の基本方針】

創業理念「孫の代まで豊かな社会を創る一翼を担う」の下、地球環境や社会基盤をより豊かにし、後世に受け渡していくために持続可能な社会の実現に貢献します。

(環境に対する考え方)

新しい生命を育む基盤となる地球環境を守り、次世代に引き継ぐ責任を果たすために、ステークホルダーとの連携を通じて、あらゆる場面で環境の保全に取り組みます。

(社会に対する考え方)

社会からの感謝の言葉を最大の喜びに、グローバルな視点で社会インフラの発展と地域社会の活性化に取り組んでまいります。

全てのステークホルダーの笑顔を増やし笑顔であり続けるために、一人ひとりの権利と価値観を尊重し、人の成長を通じて社会に付加価値をもたらすことを誇りと喜びにします。

(ガバナンスに対する考え方)

誠実な行動、公正で透明性の高い企業統治、ステークホルダーとの建設的な対話によって、社会の一員として信頼される企業であり続けます。

この方針の下、環境・社会・ガバナンスの視点からの課題を、経営上の重要な課題の一つと捉え、持続的な企業価値の向上と持続可能な社会の実現に資する取り組みを積極的に推進してまいります。

(3) 人的資本に関する取り組み

① 方針

当社は経営理念に定める「社員が仕事を通じて成長するのを支援し社員とその家族を幸せに」並びにサステナビリティ推進の基本方針に定める「全てのステークホルダーの笑顔を増やし笑顔であり続けるために、一人ひとりの権利と価値観を尊重し、人の成長を通じて社会に付加価値をもたらすことを誇りと喜びにします。」の当社の基本的な価値観のもと、従業員を最も重要な資産の一つと認識しています。その価値を最大限に高めて活用するために、以下の課題に対応する3か年計画(2025年2月期から2027年2月期まで)を策定しています。

<ul style="list-style-type: none"> ・個人の意欲・モチベーションの多様化 ・ウェルビーイングの向上 ・エンゲージメントの向上 ・イノベーションを発揮しやすい社内環境の醸成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ダイバーシティ推進 ・ヨコのつながりの強化 ・採用活動の強化
--	---

これらの課題に対応する施策を実行することを通じて、多様な経験や価値観を持つ従業員が、それぞれにありたい姿を描きながら協働することで社会課題を解決し、企業価値を高めることを目指してまいります。

② 目標

当社が認識する人的資本の課題に対応するため、2027年2月期までに以下の施策実行を検討しています。

項目	目標
制度改定	初任給・給与の増加、新規事業チャレンジ制度の創設、確定拠出年金の導入
労務	ハラスメント防止策の強化、各種社内制度の周知
採用	採用手法の多様化、SNS活用推進
キャリア形成	ジョブローテーションの推進、キャリア形成支援
人材育成	昇格時・階層別・マネジメント・オンボーディング等各種研修の拡充
組織開発	求める人物像の提示、指名制1on1の実施、社内副業制度の導入、シニア雇用の活用
ダイバーシティ	ダイバーシティをテーマにした社内交流会の継続実施、育児・介護に関する経験や情報の発信強化
健康経営	健康経営優良法人認定の取得、メンタルヘルスケアの強化
社内交流	社内部活動の推進、社内交流イベントの実施

(4) 2025～2026年年度(2025年3月～2027年2月)経営方針

2027年2月までの経営方針を「安心と挑戦、そして飛躍へ」とし、長期的な目標である「2030年に日本を代表する企業になる」に向けて、事業と組織の両面から成長の加速度を高める基盤づくりに注力してまいります。競争力の源泉である人的資本の強化、コンサルティング事業をはじめ各事業の事業領域拡大、並びに生成AIの時代への対応、これらを施策の中核に据えて経営資源を投じてまいります。

(5) 2026年2月期の見通し

2026年2月期は、収益力の回復によって得られた投資余力を既存事業の基盤強化と次の成長につながる種まきに充てる方針です。特に人的資本への投資と新ソリューション開発に経営資源を重点的に配分します。

コンサルティング事業では、コンサルタントの稼働が高水準で続き収益を牽引している一方で、人員の逼迫からお客さまのニーズに十分に答えられず、機会損失が生じています。また、品質を維持するための体制の確保とコンサルタントの負荷軽減が課題となっています。これらの状況から、コンサルタントの増員と育成が急務として、転職エージェントへの紹介手数料を見直す等して即戦力人材の採用を強化しています。このほかにも、金融以外の業界の顧客開拓にも引き続き取り組んでまいります。イノベーション事業では、EC販売の業務効率化ソリューションの機能向上とこれを核にしたビジネスモデル構築及び販売拡大に取り組みます。また、リテールテック企業との協業を広げて小売事業者への提案力強化を図り、お客さまの課題解決の支援に取り組んでまいります。DX・地方共創事業では、DX宣言書を作成した一般事業会社の顧客から引き続きDX伴走支援コンサルティングサービス業務を受注し、この推進に注力してまいります。また、DX宣言書作成サービスをきっかけにした新規顧客開拓及び営業活動地域の拡大に取り組み、業容拡大を進めてまいります。これらに加えて、社内の全ての業務において生成AIを積極的に活用して生産性向上を図るとともに、将来的な収益化やサービス品質向上を見据えてノウハウや効果の蓄積に取り組んでまいります。

これらの結果、2026年2月期の業績見通しは、売上高3,400百万円（前期比12.5%増）、利益面では、採用活動費やソリューション開発に関する費用増加があるものの、コンサルティング事業とDX・地方共創事業の売上総利益増加によって営業利益220百万円(前期比10.0%増)、経常利益212百万円（前期比7.2%増）、法人税等調整額(益)の計上により当期純利益249百万円(前期比3.0%減)を見込んでいます。

5. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第15期 (2022年2月期)	第16期 (2023年2月期)	第17期 (2024年2月期)	第18期 (2025年2月期)
売上高(千円)	2,119,080	2,574,056	2,929,659	3,023,515
経常利益又は 経常損失(△)(千円)	△382,888	△119,454	94,870	197,840
当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	△291,848	△132,637	128,779	257,171
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	△23.08	△10.38	10.07	20.11
総資産(千円)	2,300,292	2,395,621	2,601,242	2,897,582
純資産(千円)	1,539,362	1,416,577	1,545,810	1,803,061
1株当たり純資産額(円)	120.57	110.87	120.88	140.98

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算定しています。
 2. 第16期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第16期以降に係る各数値については、当該会計基準を適用した後の数値となっております。

6. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(3) 重要な関連会社の状況

会社名	所在地	資本金	議決権比率	主な事業内容
株式会社TOUCH TO GO	東京都港区	100百万円	37.41%	無人決済店舗システム及びサービスの開発及び販売

(注) 資本金及び議決権比率は当事業年度末時点の数値であります。

7. 主要な事業内容(2025年2月28日現在)

事業	主要サービス
コンサルティング事業	金融機関や公共機関向けプロジェクトマネジメント支援、IT部門支援
イノベーション事業	小売事業者向けソリューションの開発及び販売、人工知能(AI)及びセンサー技術等を応用した製品・サービスの研究開発及び販売
DX・地方共創事業	一般事業会社のデジタルトランスフォーメーション(DX)戦略策定支援、DX推進プロジェクトマネジメント支援

8. 主要な営業所及び工場(2025年2月28日現在)

名称	所在地
本社	東京都中央区

9. 従業員の状況(2025年2月28日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
172名	1名	36.5歳	5.2年

(注) 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者は含んでいません。

10. 主要な借入先(2025年2月28日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	60,000千円
株式会社東日本銀行	56,650
株式会社千葉銀行	48,334
株式会社さっぽろ銀行	36,650

2 会社の株式に関する事項(2025年2月28日現在)

1. 発行可能株式総数 35,600,000株
2. 発行済株式の総数 12,792,995株 (自己株式3,219株を含む。)
(注) 新株予約権の行使により、発行済株式の総数が前期末に比べ2,000株増加しています。
3. 株主数 7,348名

4. 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
蒲 原 寧	2,780,620株	21.74%
道しるべ株式会社	1,350,000	10.56
奥 井 裕 介	600,000	4.69
西 島 康 隆	341,949	2.67
武 田 陽 三	305,200	2.39
小 阪 健 雄	252,500	1.97
株式会社SBI証券	249,356	1.95
楽天証券株式会社	229,800	1.80
小 原 裕 明	120,500	0.94
蓮 沼 和 彦	104,800	0.82

(注) 持株比率は自己株式(3,219株)を控除して計算しております。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項(2025年2月28日現在)

1. 当事業年度末日における新株予約権の状況

該当事項はありません。

2. 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

3. その他新株予約権に関する重要な事項

当社使用人の保有する新株予約権の状況

	第7回新株予約権
発行決議日	2016年7月25日
区分	使用人
保有者数	9名
新株予約権の数	43個
新株予約権の目的となる株式の数	17,200株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権1個当たりの発行価額	無償
権利行使時1株当たりの行使価額	42円
権利行使期間	2018年5月23日から2026年5月22日まで
新株予約権の行使の条件	(注)3

(注)1. 2017年7月31日付で、1株につき100株の割合で株式分割を行っています。

2. 2018年3月1日付で、1株につき4株の割合で株式分割を行っています。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使は行使しようとする新株予約権又は新株予約権を保有する者(以下「権利者」という。)について「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。なお、上記但書にかかわらず、会社は取締役会の決議によって取得事由の生じた新株予約権の行使を認めることがない旨確定することができるものとし、かかる決議がなされた場合は、いかなる場合でも当該新株予約権は行使できなくなるものとする。

4 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等(2025年2月28日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	蒲 原 寧	
専務取締役	西 島 康 隆	金融・公共ソリューション事業部長 DX・地方共創事業管掌 生成AI担当役員
常務取締役	西 島 雄 一	コーポレート本部長
取 締 役	鵜 飼 篤	イノベーション事業部長
取 締 役	植 田 俊 道	株式会社ホンキイトンク 代表取締役 サンバイオ株式会社 社外監査役
取 締 役	小 林 弘 明	
取 締 役	藤 田 明 久	株式会社MIXI 社外取締役 株式会社リップス 社外取締役
常勤監査役	奥 井 裕 介	
監 査 役	石 黒 和 彦	株式会社セブン銀行 常勤監査役
監 査 役	藤 宮 宏 章	株式会社フジ総研 代表取締役社長 ARアドバンステクノロジー株式会社 社外取締役 アドバンジ日本株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役植田俊道氏、小林弘明氏及び藤田明久氏は社外取締役であります。
 2. 監査役石黒和彦氏及び藤宮宏章氏は社外監査役であります。
 3. 当社は取締役植田俊道氏、小林弘明氏及び藤田明久氏、監査役石黒和彦氏及び藤宮宏章氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出しています。
 4. 取締役植田俊道氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 監査役石黒和彦氏は金融機関における長年の経験があり、また、株式会社セブン銀行において取締役及び監査役の経験があり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 6. 2024年5月30日開催の第17回定時株主総会において、鵜飼篤氏が取締役に選任され、就任いたしました。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は植田俊道氏、小林弘明氏、藤田明久氏、石黒和彦氏及び藤宮宏章氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は取締役全員、監査役全員、執行役員全員及び重要な使用人を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しています。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

4. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

当社は取締役及び監査役の報酬等の内容に係る決定方針について、指名・報酬委員会の答申を踏まえて2021年2月15日開催の取締役会において以下のとおり決定しています。

(1) 取締役及び監査役の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

① 役員の報酬等の方針

当社は創業理念「孫の代まで豊かな社会を創る一翼を担う」を実現するために、当社の「使命」の実践を通じて社会問題やお客さまの経営課題を解決することによって、中長期的に企業価値を創造し、全てのステークホルダーから信頼される企業となることを目指しています。役員報酬はこの理念の達成と中長期的な企業価値向上の重要な動機付けとして機能するよう、取締役の報酬については、基本報酬と譲渡制限付株式報酬で構成します。監査役の報酬については、独立した立場から取締役の職務執行を監督するという役割を鑑み、基本報酬のみとします。

報酬の水準は外部機関による資料を参考にしながら、企業価値向上のインセンティブとして機能する水準とすることとしています。

② 取締役の報酬

a. 基本報酬

取締役による堅実な職務遂行を促進することを目的とした報酬であり、各取締役の報酬額は個人の役割、職責、実績及び将来に対する取り組みを総合的に考慮して決定し、月額固定の金銭報酬として支給します。

b. 譲渡制限付株式報酬

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との価値共有を目的として譲渡制限付株式を支給します。

譲渡制限付株式報酬の報酬額は業績、財政状態及び経営環境等を勘案するとともに、各取締役の役割、職責、実績及び将来に対する取り組みを総合的に考慮して、基本報酬の20%を上限に支給します。

取締役は取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、譲渡制限付株式の割当を受けるものとします。譲渡制限付株式の譲渡制限期間は5年以上とし、譲渡制限期間の満了又は所定の条件を満たした場合に譲渡制限が解除されます。

なお、取締役が譲渡制限期間を満了する前に当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役又は使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、任期満了、定年、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、譲渡制限が解除されていない譲渡制限付株式を無償で取得します。

③ 監査役の報酬

各監査役の経験、見識や役職等に応じて、月額固定の金銭報酬を支給します。

(2) 報酬等の決定プロセス

当社は取締役、監査役及び執行役員の指名並びに報酬の決定プロセスの透明性と客観性を確保するため、取締役会の諮問機関として任意の指名・報酬委員会を設置しています。指名・報酬委員会は社外取締役小林弘明氏を委員長とし、代表取締役社長蒲原寧氏及び社外取締役植田俊道氏で構成されています。委員の過半数を社外取締役が占めることで、指名及び報酬の決定プロセスの透明性と客観性を高めています。

取締役の報酬について、取締役会は指名・報酬委員会に報酬等の体系、水準、個人別の報酬等の内容、これらの決定方針並びに手続きについて諮問し、その答申を踏まえて、取締役会において取締役の報酬等の方針並びに内容等を決定しています。

取締役各個人に支給する基本報酬及び譲渡制限付株式報酬の具体的な金額は、指名・報酬委員会で協議することを条件に代表取締役社長蒲原寧氏に一任しています。代表取締役社長は取締役会の決定に基づき、各取締役の個人別の報酬等の額を指名・報酬委員会に報告・諮問し、その結果を踏まえて決定しています。これらの権限を委任する理由は、当社全体の事業の状況や取り巻く経営環境、また、当社の将来像を俯瞰しつつ、各取締役の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

取締役会は当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等が、指名・報酬委員会が適切に関与する手続きを経て決定されていることを確認しており、決定方針に沿うものであると判断しています。

監査役の報酬については、監査役の協議により決定します。また、必要に応じて指名・報酬委員会に報酬等の水準について諮問し、意見を求めることがあります。

(3) 当事業年度に係る報酬額の総額

区分	員数	基本報酬	譲渡制限付株式報酬	合計
取締役	7名	96,060千円	一千円	96,060千円
(うち社外取締役)	(3)	(14,400)	(—)	(14,400)
監査役	3	12,000	—	12,000
(うち社外監査役)	(2)	(6,000)	(—)	(6,000)
合計	10	108,060	—	108,060
(うち社外役員)	(5)	(20,400)	(—)	(20,400)

(注) 1. 使用人兼務取締役はおりません。

2. 取締役の基本報酬額は2020年5月28日開催の第13回定時株主総会において年額300百万円以内(うち社外取締役分は年額40百万円以内)(但し、使用人分給与は含まない)とすることが決議されています。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名(うち、社外取締役は2名)です。
3. 取締役の譲渡制限付株式報酬は2020年5月28日開催の第13回定時株主総会において、基本報酬とは別枠で譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を年額60百万円以内(うち社外取締役分は年額8百万円以内)とし、これにより発行又は処分される譲渡制限付株式の総数は年50,000株以内(うち社外取締役分は年6,500株以内)とすることが決議されています。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名(うち、社外取締役は2名)です。
4. 監査役報酬は基本報酬のみであり、監査役報酬等の額は2009年4月28日開催の第2回定時株主総会において年額20百万円以内とすることが決議されており、その内容は「(1) 取締役及び監査役の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載しています。なお、当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式はありません。
5. 譲渡制限付株式報酬は当社の株式であり、その内容は「(1) 取締役及び監査役の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載しています。なお、当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式はありません。
6. 譲渡制限付株式報酬の額は当該報酬の当事業年度における費用計上額です。

5. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の兼職状況及び当社と当該法人等との関係

氏名	地位	重要な兼職の状況	当社との関係
植田俊道	社外取締役	サンバイオ株式会社 社外監査役	特別の関係はありません。
		株式会社ホンキイトンク 代表取締役	特別の関係はありません。
藤田明久	社外取締役	株式会社MIXI 社外取締役	特別の関係はありません。
		株式会社リップス 社外取締役	特別の関係はありません。
石黒和彦	社外監査役	株式会社セブン銀行 常勤監査役	特別の関係はありません。
		株式会社フジ総研 代表取締役社長	特別の関係はありません。
藤宮宏章	社外監査役	ARアドバンステクノロジー株式会社 社外取締役	特別の関係はありません。
		アドバンジ日本株式会社 社外取締役	特別の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

① 社外取締役

氏名	取締役会出席状況	主な発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
植田 俊道	16回 /17回	公認会計士として企業会計及びディスクロージャー制度等に関する豊富な知見を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、当社取締役会において的確な提言・助言を行いました。 また、指名・報酬委員会の委員として、取締役の指名並びに取締役の報酬決定に際しては、役員の選解任及び報酬の透明性向上に貢献しました。
小林 弘明	17回 /17回	金融機関における会社経営及び金融機関のITシステムに関する豊富な経験と知見を有しており、業務執行を経営陣から独立した客観的な立場で、当社取締役会において的確な提言・助言を行いました。 また、指名・報酬委員会の委員長として、取締役の指名並びに取締役の報酬決定に際しては、委員会を主導し、役員の選解任及び報酬の透明性の向上に貢献しました。
藤田 明久	17回 /17回	情報サービス及び観光関連事業等における会社経営並びに幅広い事業領域で戦略策定から実行に至るまで事業推進に関する豊富な経験と知見を有しており、業務執行を経営陣から独立した客観的な立場で、当社取締役会において的確な提言・助言を行いました。

② 社外監査役

氏名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	主な発言状況
石黒 和彦	16回 /17回	13回 /14回	金融システムに関する高い専門性と会社経営に関する豊富な経験と知見に加えて、金融機関の監査役を務めており、これらの経験と知見に基づき取締役会及び監査役会において適宜発言するなどし、監査機能を適切に発揮しました。
藤宮 宏章	16回 /17回	13回 /14回	会社経営のトップとしての高い見識とITサービス事業を統率する豊富な経験を有しており、これらの経験と知見に基づき取締役会及び監査役会において適宜発言するなどし、監査機能を適切に発揮しました。

5 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

監査法人F R I Q

2. 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,500

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

2. 監査役会は会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積の算定根拠等が適切かどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しました。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

また、監査役会は会計監査人の職務の執行状況等を総合的に勘案し、必要と判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表(2025年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,176,703	流動負債	582,155
現金及び預金	1,718,273	買掛金	127,075
売掛金	293,972	短期借入金	6,650
契約資産	102,402	1年内償還予定の社債	100,000
リース投資資産	163	1年内返済予定の長期借入金	47,210
商品及び製品	6,750	未払金	62,583
前渡金	14,355	未払費用	39,639
前払費用	35,430	未払法人税等	2,290
その他	5,356	未払消費税等	47,802
固定資産	720,879	契約負債	8,820
有形固定資産	3,006	預り金	10,412
建物	9,029	賞与引当金	129,506
減価償却累計額	△6,463	その他	163
建物(純額)	2,565	固定負債	512,365
工具、器具及び備品	12,057	社債	210,000
減価償却累計額	△11,616	長期借入金	147,774
工具、器具及び備品(純額)	440	退職給付引当金	146,239
レンタル資産	1,352	資産除去債務	8,352
減価償却累計額	△1,352	負債合計	1,094,521
レンタル資産(純額)	0	(純資産の部)	
無形固定資産	117	株主資本	1,803,061
ソフトウェア	117	資本金	60,126
投資その他の資産	717,756	資本剰余金	1,357,937
投資有価証券	7,193	資本準備金	1,100,312
関係会社株式	541,950	その他資本剰余金	257,624
長期前払費用	880	利益剰余金	385,950
繰延税金資産	119,163	その他利益剰余金	385,950
その他	48,568	繰越利益剰余金	385,950
資産合計	2,897,582	自己株式	△951
		純資産合計	1,803,061
		負債・純資産合計	2,897,582

損益計算書(2024年3月1日から2025年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	3,023,515
売上原価	2,089,218
売上総利益	934,297
販売費及び一般管理費	734,281
営業利益	200,016
営業外収益	1,091
受取利息	765
その他	325
営業外費用	3,267
支払利息	804
株式交付費	226
社債利息	1,864
支払保証料	369
その他	1
経常利益	197,840
特別損失	1,337
減損損失	1,337
税引前当期純利益	196,502
法人税、住民税及び事業税	2,290
法人税等調整額	△62,958
法人税等合計	△60,668
当期純利益	257,171

監査報告書

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年4月18日

サインポスト株式会社
取締役会 御中

監査法人FRIQ
東京都千代田区
指 定 社 員 公認会計士 佐藤 稔 幸
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 三 村 啓 太
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サインポスト株式会社の2024年3月1日から2025年2月28日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年3月1日から2025年2月28日までの第18期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の計画等に従い、取締役、内部監査人その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人FRIQの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年4月21日

サインポスト株式会社 監査役会

常勤監査役 奥井裕介 ㊟

社外監査役 石黒和彦 ㊟

社外監査役 藤宮宏章 ㊟

以上

トピックス

TTG-SENSEシリーズの設置が100か所を超えました

当社とJR東日本スタートアップ株式会社は無人決済システムの実用化を目的に「株式会社TOUCH TO GO」(以下、TTG)を2019年に設立。2020年にこのシステムを高輪ゲートウェイ駅の自営店舗で初めて稼働させるとともに、「TTG-SENSE」として販売を開始しました。また、学校や休憩施設など狭い場所に素早く出店ができるよう規格化した「TTG-SENSE MICRO」や壁沿いに設置できる「TTG-SENSE SHELF」を開発し、無人店舗の可能性を広げてきました。その後、無人店舗に対する理解が広がっていった結果、2025年3月末までに100か所以上にTTG-SENSEシリーズを導入いただくことができました。さらに2025年3月には、初めて海外に設置し、シンガポールにおいて事業性を評価する実証実験が開始されています。

今後も、TTGはTTG-SENSEシリーズの改良と販売拡大に取り組むとともに、より多くの方に無人決済システムの利便性の高さと楽しさを提供してまいります。



▲ TOKYO BANANA express (JR 東京駅構内)



▲ ミスタードーナツ アトレ信濃町ショッパ

ホームページをリニューアルしました

IRニュース

IR News

ニュース一覧 >

- 2025.03.26 **IR情報** サインポスト株式会社第6回財務報告書「SDGs推進私案」の発行に関するお知らせ (576KB)
- 2025.01.24 **決算発表** 業績予想の修正に関するお知らせ (133KB)
- 2025.01.14 **決算発表** 2025年2月期 第3回中間決算報告書 (日本基準) (IR通知) (570KB)
- 2024.11.09 **IR情報** 取締役の委嘱事項の変更に関するお知らせ (113KB)
- 2024.10.18 **決算発表** 2025年2月期 第2回中間(中国)決算報告書資料 (348)

最新IR資料一括ダウンロード 2025年2月期 第3回中間決算報告書 (日本基準) (IR通知) (370KB)
ダウンロード

<p>株主・投資家の皆さまへ Message</p>	<p>基本情報 Basic Information</p>	
業績・財務情報 Financial Information	IRライブラリ IR Library	株主・株式情報 Stockholders Information
<ul style="list-style-type: none">経営成績財務状況キャッシュ・フローの状況	<ul style="list-style-type: none">決算短信有価証券報告書説明会資料その他IR資料	<ul style="list-style-type: none">株主総会株主情報株式基本情報株式専断手続き配当金・株主還元

ニュースやIR情報をはじめ、当社の事業活動を幅広くお伝えするコーポレートサイトをリニューアルしました。より多くの方々から当社のご理解いただけるよう、強みやサービス内容をより詳しくご紹介しているほか、お客さまからのご評価やサステナビリティ情報など幅広く掲載しています。

今後もこのホームページを通じて、ステークホルダーの皆さまや当社に関心いただいたの方々に向けた情報開示を充実させてまいります。

株主総会会場ご案内図

会場

東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
YUITO 日本橋室町野村ビル
野村コンファレンスプラザ日本橋
6階大ホール



交通のご案内

地下鉄 東京メトロ銀座線・半蔵門線「三越前」駅(A9出口)徒歩1分

JR線 総武本線「新日本橋」駅より地下通路にて徒歩3分
各線「神田」駅(南口)徒歩7分

※駐車場をご用意しておりませんので、公共の交通機関をご利用いただきますようお願い申し上げます。

お土産のご用意はございませんので、ご了承ください。

サインポスト株式会社

〒103-0023
東京都中央区日本橋本町四丁目12番20号
TEL:03-5652-6031
<https://signpost.co.jp/>



電子提供措置の開始日 2025年5月1日

**第18回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)**

**6 会社の体制及び方針
株主資本等変動計算書
個別注記表**

サインポスト株式会社

6 会社の体制及び方針

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の概要

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① コンプライアンス上の諸規程を当社の行動規範とし、取締役及び使用人に対し定期的を実施する研修等を通じて、法令及び社会倫理の遵守を全ての企業活動の前提とすることを徹底する。
 - ② コンプライアンス規程に基づき、代表取締役社長を責任者とするコンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な事項を審議し、その結果を取締役に報告する。
 - ③ コンプライアンス推進委員会事務局の担当取締役を任命する。当該担当取締役の下、コンプライアンスを統括するコーポレート本部は、コンプライアンス体制を整備、維持する。また、内部監査担当部署である品質管理部は、その実施状況、有効性等を監査する。
 - ④ 法令違反、社会倫理上疑義のある行為等について、使用人が直接コンプライアンス推進委員会に情報提供を行う手段として内部通報窓口を設置、運営する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書(電磁的記録を含む。)については、関連資料とともに保管、管理するものとし、必要に応じて少なくとも10年間は、閲覧可能な状態を維持する。
- (3) 損失の危機の管理に関する規定その他の体制
 - ① 全社的なリスク管理推進に関わる課題・対応策を協議・承認する組織として、取締役会の下にリスク管理委員会を設置し、委員長は代表取締役社長とする。
 - ② リスク管理体制の基礎としてリスク管理規程を制定し、リスク管理の実効性を高めるための諸施策を実施する。また、リスク管理の状況を定期的にモニタリングする。
 - ③ リスクの現実化に伴う危機に備え、緊急時対策、損害拡大防止策、復旧対策及び再発防止対策を内容とする災害対策手順書を制定し、迅速かつ適切に対処することにより損失の最小化に努める。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役会による経営計画の策定、経営計画に基づく各業務執行取締役による事業部門毎の業務目標と予算の設定、及び月次・四半期業績管理の実施を内容とする経営管理システムを適切に運用して、取締役の職務執行の効率化を図る。
 - ② 取締役会決議事項以外の重要な事項については、経営会議により協議を行った後、担当取締役が執行することにより意思決定の迅速化を図る。
 - ③ 取締役会の決議に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定め、業務の効率的運営及びその責任体制を確立する。

(5) 財務報告の適正性を確保するための体制

- ① 金融商品取引法その他の法令に基づき、内部統制の有効性の評価、維持、改善等を行う。
- ② 当社の各部門は自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性、当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

監査役の求めに応じて監査役の職務を補助すべき使用人を置く。当該使用人は監査役の指揮命令に従うとともに、当該使用人の人事異動及び人事考課については、監査役の同意を得ることとし、その独立性及び指示の実効性を確保する。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、並びに監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不当な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人は当社に重大な損失を与える事項が発生し、又は発生するおそれがあるとき、違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、直ちに監査役に報告するものとする。また、これにかかわらず、監査役は、必要に応じて取締役又は使用人に報告を求めることができる。報告の方法については、取締役と監査役との協議により決定する方法による。なお、当社は監査役に報告した者に対して、報告を行ったことを理由としていかなる不利益な取扱いも行ってはならないものとする。

(8) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生じる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(9) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

適切な意思疎通と効果的な監査業務の遂行を図るため、代表取締役との定期的な意見交換会を開催する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役会

当社の取締役会は常勤取締役4名及び社外取締役3名で構成されており、社外取締役を除き、各取締役はそれぞれの部門を管掌しています。毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しています。取締役会には監査役も出席し、経営に関する重要事項や業務執行の決定のための監査機能を確保しています。

(2) 監査役会

当社は監査役会設置会社であり、監査役3名で構成されております。

監査役会は毎月1回開催されているほか、必要に応じて臨時に開催しており、その他、取締役会など会社の重要な会議に出席して、社内の実態を把握するなどして、内部監査や監査法人との連携に努めています。監査役は取締役の職務執行が法令を遵守しているか否かの観点から、年度監査計画に基づいて監査の実施、取締役会への出席、各取締役との定期的な面談を行うなどして、内部統制の有効性を検証しています。

(3) 経営会議

当社は取締役会の実効性向上と業務執行の迅速化を目的に、取締役会の委嘱を受けた事項及びその他経営に属する重要事項を協議する会議体として経営会議を設置しています。経営会議は主に常勤取締役で構成されており、代表取締役社長が議長を務めています。毎週1回の定時経営会議のほか必要に応じて随時開催しています。常勤監査役は任意で出席できるものとしています。また、社外取締役は定期的に経営会議に出席し、職務執行状況について役職員から直接報告を受け、経営陣幹部に対して適宜助言しており、社外取締役による経営の監督機能を補完しています。

(4) 指名・報酬委員会

当社は指名並びに報酬の決定プロセスの透明性、客観性及び説明責任を強化するために、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会は取締役会の決議により選定された3名以上の取締役(うち半数以上は社外取締役)で構成し、取締役会の諮問に応じ、取締役、監査役及び執行役員の人事及び報酬等に関する事項について審議、答申しています。

(5) 内部監査

内部監査規程に基づいて、社長直轄の内部監査担当部署である品質管理部が、当社の業務執行の重要な部分であるプロジェクトの運営の監査(随時)のほか、これを含む内部統制組織全体の有効性の評価、分析、改善指導を定期的実施しています。

品質管理部の担当者それぞれが独立した立場で監査を行うことで牽制機能を果たしており、監査の有効性を高めるため、四半期及び期末決算期においては十分な意見交換を行い日常的な連携を重視し、適宜互いの監査内容の報告をするなど積極的な連携に努めています。

(6) 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携

当社の監査体制は監査役監査、内部監査及び会計監査人による会計監査の3つを基本としています。監査役監査において株主及び債権者の利益の保護を、会計監査において投資家保護を、内部監査において当社の継続的発展と企業価値の向上をそれぞれ目的として、三様監査(監査役監査・内部監査・会計監査)を実施し、当社の健全な経営及び継続的な発展に不可欠な内部統制の構築並びに運用状況及びその有効性の検証、評価を三様監査相互の連携及び相互補完を持って推進しています。監査役とは内部監査報告書等の共有や都度コミュニケーションを図っています。また、監査法人とは監査実施時等の社内での作業を行うときに個別に情報を共有しています。また、三様監査の実効性を高め、かつ、全体としての監査の量的向上を図るため、各監査間での監査計画及び監査結果の報告、意見交換等緊密な相互連携の強化に努めております。

計算書類

株主資本等変動計算書(2024年3月1日から2025年2月28日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	60,084	1,100,270	257,624	1,357,895
当期変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)	42	42	—	42
当期純利益	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—
当期変動額合計	42	42	—	42
当期末残高	60,126	1,100,312	257,624	1,357,937

	株主資本				純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	128,779	128,779	△947	1,545,810	1,545,810
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	—	—	—	84	84
当期純利益	257,171	257,171	—	257,171	257,171
自己株式の取得	—	—	△4	△4	△4
当期変動額合計	257,171	257,171	△4	257,251	257,251
当期末残高	385,950	385,950	△951	1,803,061	1,803,061

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

a. 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しています。

b. その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しています。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

a. 商品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しています。

b. 製品、仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しています。

c. 原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。ただし、レンタル資産及び2016年4月1日以後に取得した建物附属設備は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物	15～18年
工具、器具及び備品	2～5年
レンタル資産	5年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

a. 市場販売目的のソフトウェア

見込販売数量に基づく償却額と見込販売可能期間(3年以内)に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上する方法を採用しています。

b. 自社利用目的のソフトウェア

社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しています。

(3) 繰延資産の処理方法

① 株式交付費

支出時に全額費用として処理しています。

② 社債発行費

支出時に全額費用として処理しています。

(4) 引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しています。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しています。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は顧客との契約について、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価の額で収益を認識しております。また、履行義務が財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配することであると判断する代理人取引に該当する場合は、顧客から受け取ると見込まれる金額から仕入先に支払う金額を控除した純額で収益を認識しております。

なお、ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準は、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

当社の主な事業であるコンサルティング事業、イノベーション事業、DX・地方共創事業について、顧客との契約に基づき履行義務を識別しており、それぞれ以下のとおり収益を認識しております。

① コンサルティング事業

コンサルティング事業は主として金融機関及び公共機関にコンサルティングサービスを提供してまいります。

コンサルティングサービスに関する取引の対価は、契約条件に従い、履行義務充足の進捗に応じて段階的に受領する場合と契約期間終了後概ね3か月以内に一括で受領する場合があります、重要な金融要素は含んでおりません。

コンサルティングサービスについては、顧客に対する役務の提供をもって履行義務が充足されることから、役務提供時に収益を認識しております。

コンサルティングサービスのうち、当社が顧客との契約における義務を履行するにつれて顧客が便益を享受する契約については、作業の進捗に応じて履行義務が充足されると判断しております。これらの契約については作業の進捗度に応じて収益を認識しており、作業の進捗度を見積り、発生したコスト又は工数に基づくインプット法を用いております。

② イノベーション事業

イノベーション事業は書店や小規模売店に向けた無人レジ製品の販売、店舗ソリューションの受託開発及びライセンスの供与を実施しております。

無人レジ製品に関する取引の対価は製品の引き渡し後概ね2か月以内、店舗ソリューションの受託開発については契約期間終了後概ね3か月以内、ライセンスの供与については収益計上後概ね1か月以内に対価を受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

無人レジ製品については顧客に引き渡しが行われることにより、顧客に当該製品に対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、引き渡し時点で収益を認識しております。

店舗ソリューションの受託開発は、作業の進捗に応じて履行義務が充足されると判断し、作業の進捗度に応じて収益を認識しております。作業の進捗度を見積り、発生したコストに基づくインプット法を用いております。

ライセンスの供与は、ライセンス先が当社が提供した知的財産を利用して収益を獲得することによりロイヤリティ収入が生じております。ロイヤリティ収入はライセンス先の企業の収益に基づいて生じるものであり、ライセンス先の企業において収益が獲得された時点で当社の収益も認識しております。

③ DX・地方共創事業

DX・地方共創事業は製品の販売及びコンサルティングサービスを提供しております。製品の販売は他の当事者が関与しております。その性質は、当社が当該製品の代理販売を行うことであることから、当該他の当事者により製品が提供されるように手配することが当社の履行義務であり、したがって、代理人として取引を行っていると判断しております。代理人として取引を行っている製品の販売は、取引価格を、顧客から受け取る対価の額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額により算定しており、履行義務は契約に基づき製品が引き渡された際に充足されることから、製品の引き渡し時に収益を認識しております。

コンサルティングサービスに関する取引の対価は、契約条件に従い、契約期間終了後概ね3か月以内に一括で受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。コンサルティングサービスについては、顧客に対する役務提供時に履行義務が充足されることから、役務提供に応じて収益を認識しております。

2. 重要な会計上の見積りに関する注記

(1) 関係会社株式の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した額

勘定科目	当事業年度計上額
関係会社株式	541,950千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない関係会社株式の実質価額が著しく低下した場合の減損処理の要否については、将来の事業計画に基づく回収可能性により判定しています。当事業年度末時点において関係会社株式の実質価額は著しく低下していないため、関係会社株式評価損は計上していません。実質価額が著しく低下し、将来の不確実な経済条件の変動などによって将来の事業計画に基づく回復可能性がない場合には、関係会社株式評価損の計上が必要となり、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した額

勘定科目	当事業年度計上額
繰延税金資産	119,163千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

a. 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の業績予測に基づく課税所得の発生時期及び金額を見積り、繰延税金資産の回収可能性を判断し算出しております。

b. 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来の課税所得の算定に際しては、取締役会で承認された翌事業年度の事業計画に対して、確度を勘案した受注見込、労働市況を勘案した採用可能性、当社の過年度の粗利率、販売費及び一般管理費推移等を勘案し、各項目にストレスを付加した上で課税所得見込みを算定しております。

c. 翌事業年度の計算書類に与える影響

将来の課税所得の見積りを算出するにあたり使用した仮定は合理的であると判断し繰延税金資産を計上しておりますが、将来予測不能な環境変化により前提条件が大きく異なる場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産等の金額に重要な影響を与える可能性があります。

計算書類

3. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

短期金銭債権 8,334千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 21,417千円

受取出向料 65,125千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	12,790,995株	2,000株	－株	12,792,995株

(変動事由の概要)

新株予約権の権利行使による増加 2,000株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

普通株式 3,219株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(4) 新株予約権等に関する事項(但し、権利行使期間の初日が到来していないものを除く)

当事業年度末における当社から発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 17,200株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	44,796 千円
退職給付引当金	50,584 //
未払費用	7,033 //
資産除去債務	2,889 //
税務上の繰越欠損金	252,344 //
減価償却超過額	9,755 //
減損損失	17,535 //
投資有価証券評価損	4,429 //
その他	28,552 //
繰延税金資産小計	<u>417,919 千円</u>
評価性引当額	<u>△298,755 千円</u>
繰延税金資産合計	<u>119,163 千円</u>

(繰延税金負債)

その他	<u>△0 千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△0 千円</u>
繰延税金資産純額	<u>119,163 千円</u>

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は事業を行うために必要な資金を自己資本、借入及び社債により調達しております。余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

投資に当たっては、当社事業とのシナジー、対象の信用性を勘案し、企業本来の目的を逸脱しない範囲に限定しております。また、原則として投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
社債(1年内償還予定の社債を含む)	310,000	308,052	△1,947
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	194,984	194,952	△31
負債計	504,984	503,004	△1,979

(注) 1. 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払消費税等」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は上記には含まれておりません。市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

関係会社株式	541,950千円
投資有価証券(非上場株式)	7,193千円

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する市場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

計算書類

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	－	308,052	－	308,052
長期借入金	－	194,952	－	194,952
負債計	－	503,004	－	503,004

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

社債及び長期借入金

社債及び長期借入金の時価は元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 持分法損益等に関する注記

関連会社に対する投資等の金額	541,950千円
持分法を適用した場合の投資の金額	426,029千円
持分法を適用した場合の投資損失の金額	△20,989千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連 会社	株式会社 TOUCH TO GO	東京都 港区	100,000 (注)1	無人決済店舗システム及びサービスの開発並びに販売	(所有) 直接 37.4 (注)1	出向者の 派遣	出向料等の受 取(注)2	65,125	その他 流動資産	4,306

(注) 1. 株式会社TOUCH TO GOの資本金及び議決権等の所有割合は、当事業年度末時点の数値であります。

2. 出向者の派遣による出向料は出向元の給与を基準に協議のうえ、決定しています。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				損益計算書 計上額
	コンサルティング事業	イノベーション事業	DX・地方共創事業	計	
売上高					
顧客との契約 から生じる収益	2,913,885	46,528	56,554	3,016,968	3,016,968
その他の収益	—	6,547	—	6,547	6,547
外部顧客への 売上高	2,913,885	53,076	56,554	3,023,515	3,023,515

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高等

	当事業年度期首	当事業年度末
顧客との契約から生じた債権	347,569千円	293,972千円
契約資産	130,792	102,402
契約負債	2,976	8,820

契約資産は顧客とのコンサルティングサービスの一部の契約について、進捗度に基づいて認識する収益に係る未請求の対価であります。契約資産は対価に対する当社の権利が無条件になった時点で、顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は充足していない履行義務に係る前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

(4) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しています。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	140円98銭
1株当たり当期純利益	20円11銭

12. 重要な後発事象に関する注記

(社債の発行)

当社は、2025年3月17日開催の取締役会決議に基づき、2025年3月25日に第6回無担保社債を以下のとおり発行いたしました。

- (1) 名称 サインポスト株式会社第6回無担保社債「SDGs推進私募債」
- (2) 発行総額 150百万円
- (3) 発行価額 各社債の金額100円につき金100円
- (4) 利率 2025年9月25日まで：年0.99%、
2025年9月25日翌日以降：6ヶ月円TIBORに0.20%を加えた利率
- (5) 払込期限 2025年3月25日
- (6) 償還期限 2030年3月25日
- (7) 資金使途 採用活動の強化及びソリューション開発等の成長投資